

〇一関工業高等専門学校における競争参加資格等審査委員会規則

(平成19年7月17日制定)

(設置)

第1条 一関工業高等専門学校において発注する工事を公正かつ厳正に実施するため、一関工業高等専門学校競争参加資格等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 一般競争入札における競争参加資格の決定等基本的な事項
- 二 一般競争入札における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項
- 三 公募型指名競争入札における競争参加資格の決定等基本的な事項
- 四 公募型指名競争入札における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項
- 五 指名競争入札における競争参加者の選定に関する事項
- 六 プロポーザル等（設計業務等）における競争参加者の選定に関する事項
- 七 前各号に掲げる事項に関連するその他の事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総務課長
- 二 総務課課長補佐（総務担当）
- 三 総務課課長補佐（財務担当）
- 四 財務係長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、総務課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、審議の結果を事務部長に報告するものとする。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

この規則は、平成19年 7月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。